

令和6年第3回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和6年3月28日 午前9時00分～11時30分
- 2.開催場所 土佐町役場2階会議室
- 3.出席委員 (10名)
1 式地数一・2 秦泉寺博隆・4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎 7 西村園
9 西村尚 11 近藤秀幸・13 澤田順一・14 川村耕貴

4.欠席委員(4名) 3 藤尾建・8 和田勇・10 細川盛次・12 西村美佐江

5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・和田彩香

6.議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積計画について

第4号議案 非農地証明について

その他

報 告 農地法第18条の第6項の通知について
令和6年度最適化活動の目標について
現地確認アプリログイン方法の簡易化について

7.会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は藤尾建委員、和田勇委員、細川盛次委員、西村美佐江委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。また、本日は農用地利用集積計画についての議題がありますので、担当の農地利用最適化推進委員さんにも出席をお願いしておりましたが、本日は欠席とのご連絡を頂いております。

会長:おはようございます。令和6年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。13番澤田順一委員、14番川村耕貴委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は3件の申請がありました。1件目について説明します。

【内容説明】

会長:川村委員より補足説明はありませんか。

川村委員:譲渡人としては、売買価格は無料でよいとおっしゃっていましたが、譲受人としては無料にしてくれるのは申し訳ないということで、今回の売買価格を設定したとのことでした。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めま

す。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:私から補足説明はありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。つづいて3件目と、第2号議案農地法第5条による許可申請について事務局よりあわせて説明を求めます。

事務局:第1号議案3件目と第2号議案1件目が伊勢川山営農型発電に関する申請です。この件については、令和5年5月に栽培品目をカボチャからさつまいもに変更承認をうけ、令和5年6月より1年間の許可を受けています。営農型発電事業用地への一時転用およびその事業に関わる区分地上権の設定です。3条は町農業委員会の権限で許可を出しますが、県が許可する5条の許可と同じ期間での許可となり、5条が不許可になると3条も許可できません。つまり条件をつけて協議していただくこととなります。では、営農型発電事業の事業内容全体について説明します。

事務局:【内容説明】

仁井田委員:収穫した芋は芋けんぴになったのですか。

事務局:芋けんぴになったかまではわかりませんが、渋谷食品を含め8万8000円の売り上げになったと聞いています。

会長:今年の7月に現地に見に行った時は、期待できるとしていました。

事務局長:いいお芋ができなかったということだと思います。

仁井田委員:資料2Pの普及所の意見書で、定植の遅れや、品種特性、土づくりについては改善できると思いますが、標高や気温についてはどうすることもできません。徐礫を頑張っているのは分かりますが、標高、気温が原因であればこのまま続けていっても収量は取れないと思いますので心配です。

窪内委員:種子島紫は気温が低くても栽培はできますか。

事務局:申請者からこの環境でも栽培ができるとして説明がありました。資料の45pに渋谷食品として収量が取れる根拠を説明しています。

川村委員:6年度の資金計画については頭から600万のマイナスということですか。

事務局:全体では250万の家賃収入が出てくるので辻褄が合うという話です。5年度は赤字ですが、6年度以降赤字は続かないという話ですが、ここは修正を求めます。10aあたりのところは無視して考えて頂いたらよいかと思います。6年度の計画では土佐町分としては19万6,052円の利益です。

宮元委員:赤字はいくらで、黒字はいくらですか。

事務局:資金計画書では令和5年は188万の赤字、19万6千52円の黒字です。令和7年度以降は330万の黒字の計画になっています。

宮元委員:令和5年と令和7年度以降で極端に変わりますね。

秦泉寺委員:徐礫や土づくりに経費がかかるので、2年間で作業を終えたらやっつけいけるという話だと思いますよ。

澤田委員:標高1000mであれば、霜が降ります。霜は芋の育成への影響はどうでしょうか。

秦泉寺委員:霜は芋にとってよくありませんが、葉が生えてきたら大丈夫だと思います。霜は芋の品質に影響を与えますが、収量には関係ないと思います。保存には影響します。霜が降る前に地上部を刈飛ばしもみ殻をふるという方法はあります。

事務局：地上部を刈飛ばしたら芋の成長は止まりますか。

秦泉寺委員：止まります。

事務局：つる返しは一部しかできなかつた理由は作業をする人が立て続けに新型コロナウイルスに感染したためだということです。芋の植え付け間隔が 20cm だと、芋が細くなり、40cm 感覚だと、芋が太くなったそうです。20cm 間隔での植え付けと 40cm 間隔の植え付けでは、芋の収量に差はなかったと報告がありました。計画は 40cm 間隔での植え付けになっています。徐礫をしっかりと行える計画へ見直すよう助言しましたが、計画に変更はありませんでした。徐礫を完了しているところはないそうですが、完全に徐礫しなくても芋を栽培できますか。

澤田委員：徐礫をするのは、機械を使うときに効率がいいからです。徐礫をしていないと機械が壊れます。

事務局：去年は徐礫をすることを条件に許可相当としましたが、機械が通れるくらいに徐礫すれば、完全に更地にする必要はないということでしょうか。

澤田委員：そう思います。

事務局長：資料の 41p の試験栽培の結果は活用できますか。

事務局：普及所から公式のデータとしてもらえれば、活用できる可能性はあります。

事務局長：資料 19p の芋の植え方についてはどう思いますか。

秦泉寺委員：密度として問題ないと思います。

澤田委員：2 町を手で植えるは不可能です。機械が入らないならば、私が栽培するのであれば植えたくありません。パネル下に必ず植えなければなりませんか。

事務局：パネル下で必要な収量を取れていればいいですが、結果は取れていません。1880 キロを取る計画として妥当かどうかです。

近藤委員：全国的にも伊勢川山営農型太陽光発電のような計画が成り立っているところはあるのでしょうか。

事務局：ありません。

澤田委員：最終計画まで見ていくしかないと思います。次回の更新のときに判断したらよいと思います。

窪内委員：試験結果を基準にしたらよいと思います。

事務局：つる返しについては、今年は従業員が家族総出になってもするということです。次回の農業委員会総会にかけるときには、7年度の収量が確定しない状態になります。

会長：徐礫を表土 6cm しかないのは不十分で少なくとも 15cm はしないと畝建てができないと思います。

澤田委員：土壌分析はしていますか。

事務局：土壌分析は普及所においてやっていたようですが詳細の結果はわかりません。

澤田委員：土壌分析の結果で肥料を入れたりするので、分析結果をもらったほうが良いと思います。

宮元委員：資金計画の人件費についても思うところはあると思いますが、細かいことをいっても仕方がないので許可する方向でいったらどうでしょうか。

澤田委員：資金のことを細かく言われると、営農を辞めたくなると思います。

事務局：事務局としては万次郎カボチャのこともあり、資金をきちんと計画しているのかどうか心配です。

会長：ほかにご意見や質問はありませんか。

他委員：なし。

事務局：では事業内容についてご理解いただけたうえで第1号議案3件目農地法第3条に

よる許可申請について説明します。今回は第2号議案の農地法第5条の許可が出るのが条件となります。第2号議案の県からの許可内容によって、許可の年数や許可できるかどうかも変わってきます。

【内容説明】

会長：この件について質問はありませんか。

会長：では、採決を行います。本件の区分地上権の設定について、営農型太陽光発電に関する第5条申請が許可された場合は、同じ期間で許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は一時転用の県の許可が下りること、ならびに同じ期間での許可とすることを条件として許可することに決定しました。続いて第2号議案について事務局より説明を求めます。

事務局：3件目と、第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。1件目の本件については農振農用地の転用案件であるため、4月に常設審議会の意見も聞いたうえで町の意見を決定し、県に進達し、県知事の許可を受けることとなります。

【内容説明】

会長：本件についてご意見はありますか。

会長：異議がないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により許可が妥当であると意見を決定しました。続いて条件を付すかどうか、ですが、事務局から今日のまとめをお願いします。

事務局：普及所の意見に沿った営農計画に変更し、普及所の指導のもと試験栽培を実施することを条件に許可相当とするということによろしいでしょうか

会長：先ほどの事務局のまとめについて、ご異議ご意見ございませんか。

他委員：異議はありません。

会長：ないようでしたら事務局がまとめた条件を付して許可相当とすることでご異議ございませんか。

他委員：異議はありません。

会長：本件は普及所の意見に沿った営農計画に変更し、普及所の指導の下試験栽培を実施することを条件に許可が妥当であると県に進達します。

会長：つづいて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：2件目について説明します。

【内容説明】

会長：この件について他に意見はありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようでしたら採決を行います。本件の農地法第5条について資力の確認ができれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会としては資力の確認ができることを条件に許可相当であると県に進達します。

事務局：第3号議案、農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農地法ではなく農業基盤強化法に基づきます。農業委員会の意見をきき、問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。今回は2件の諮問がありました。

【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。

会長:10分間休憩とします。

(休憩)

会長:10時50分となりましたので審議を再開します。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

川村委員:資料に第3号議案の権利の種類が賃貸借権とありますが、賃借料がかからないということは、賃貸借権ではなく使用貸借権だと思います。

事務局:おっしゃる通りです。使用貸借権に訂正いたします。その他にも修正があります。資料第2号議案 NO.1 の一時転用期間は6カ月になっていますが、1年6ヶ月に訂正をお願いします。加えて NO.2 の転用の目的に12億8772万700円になっていますが、土地取得費のみで10aあたりの金額を計算しますので、10aあたり、31万8900円に訂正をお願いします。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。つづいて、第4号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第4号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は2件の申請がありましたので、説明します。

【内容説明】

会長:川村委員より補足説明はありませんか。

川村委員:ありません。

会長:本件について質疑はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:川村委員より補足説明はありませんか。

川村委員:ありません。

会長:本件について質疑はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局:農地法第18条第6項の通知がありましたので、報告します。この通知は、農地の賃貸借を合意解約する場合に農業委員会に、連名により提出される通知書です。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をした農地について、貸人、借人の間で解約の合意が整い、農業委員会へ通知があったものです。今回は3件の通知がありました。

【内容説明】

会長:令和6年度最適化活動の目標について、事務局より説明してください。

事務局:まず、資料の修正をお願いします。令和6年土佐町農業委員会第3回総会資料の最後のページの2、最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は6日/月となっていますが、4.6日/月に修正をお願いします。月一回は活動をお願いします。令和4年度から農業委員会では最適化活動の目標を立てることになっており、4月からの目標について事務局で作成したものを配布しています。基本的に今年度の目標と同じになっております。皆さんが活動日誌を書いていたいただいているのは、この目標に月4.6日以上目標を定めることになっているからです。活動記録簿も今年度同様つけていってください。用紙が足りなくなりましたら事務局に言って頂ければお渡しします。

会長:この件について、何かありますか。

会長:ないようですので、現地確認アプリログイン方法の簡易化について事務局よりお願いします。

事務局:皆様のお手元に現地確認アプリのかんたんコードと、ロックがかかってしまった場合の対応についてと書かれた用紙をお配りしています。いままで現地確認アプリにログインする際には、メールアドレスやパスワードを入力して頂いた後に、Gmailに一回一回送られてきていた確認コードを入力する必要があったかと思います。しかし、3月13日以降、現地確認アプリにログインする際はお手元にお配りしている4桁の簡単パスワードを入力して頂くこと、毎回同じパスワードでアプリをお使いいただくことが可能になります。ただ、確認コードの入力を3回以上間違ってしまうと手続きが必要になりますので、お手元に配布した手順で作業を行ってください。ご不明な点は、農業員会事務局までお問い合わせください。お配りしたパスワードを書いた紙は既にお配りしている現地確認アプリマニュアルに閉じて無くさないようにお願いします。

会長:この件について、何かありますか。

仁井田委員:タブレットによる現地確認は活動になりますか。

事務局:なります。

会長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は4月26日、金曜日、9時から開催します。また、人事異動により、農業委員会にも動きがありました。書記1名が交代になりますので、よろしく願いいたします。

会長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 毅一

議事録署名委員

沢田 順一

議事録署名委員

川村 耕貴